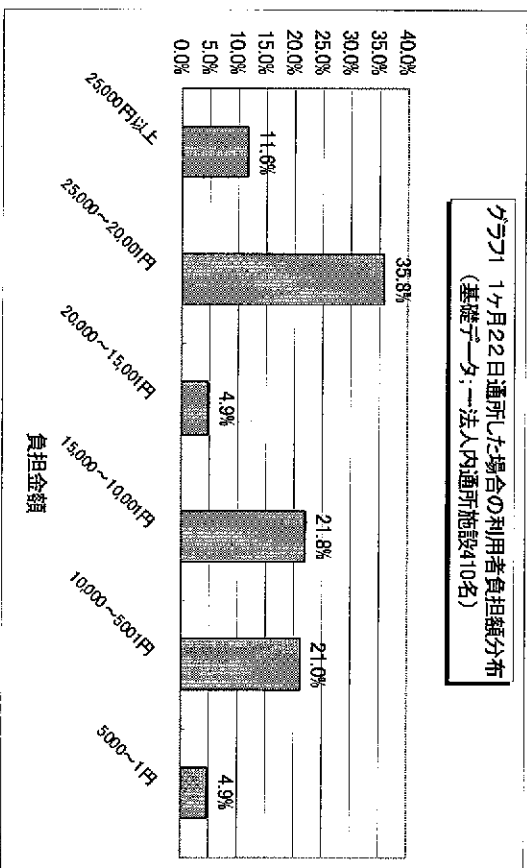


# ①利用者負担が大幅に増えました！

応能負担から応益負担・食費等の全額自己負担へと負担制度が大きく変わりました。これまで事実上無料で利用できていた通所施設では、月額2万円から3万円必要になり、それ以外に通所のための交通費や任意負担の後援会費等の負担を合わせると5万円近い負担になります。(グラフ1)



# ②障害程度区分の程度によって、利用できるきない制度もあります！

ヘルパー派遣等の居宅介護事業は、区分によって利用できる制度が決まります。但し市町村事業である移動支援事業は対象になりません。(資料3)

# 「誰の趣旨を広く市民知らせ 誰もが安心して暮らせる社会の実現を！」

## 《請願趣旨》

障害者が真に自立することは、親や家族から経済的に自立できていることが前提です。自立支援法は、「応益負担」制度を導入することによって、自立支援という言葉とは裏腹に、ますます家族依存を強めざるを得なくするものです。福祉制度の利用は公費負担が原則です。

公平な負担とは、一律化することではなく、社会資源が必要の度合いによって公平に配分され、財源は当事者責任ではなく、税金などで所得に応じて累進的に負担することを原則とすべきだと考えます。(資料6)

資料6	
原則公費負担だった障害者作業所(通所)の利用者負担に対する考え方の変化	
原則公費負担	
1950年代	原則無料(本人・扶養義務者から所得に応じて一部を徴収することができる。)
1980年代	原則無料(本人・扶養義務者から所得に応じて全部又は一部を徴収することができる。)
応能負担	
2006年 原則有料(任意契約、補助制度に変わる)	原則有料⇒事業所(施設)と任意契約し、その代金として全額負担。但し障害者本人の収入に応じて負担、不足額を個人に公費補助する制度になる。(扶養義務者の収入を対象外としたことから本人収入が年金だけの場合、事実上の負担は0円になっていた。)
応益負担	
2006年 原則有料利用量に応じた一律負担	原則有料⇒食費関連費は全額自己負担、その他の事業費の10%を一律に負担(この部分は月372000円上限あり)。